広島県告示第千八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和八年十一月十九日

広島県知事　横　田　美　香

一　調査を行った者の名称

三原市

二　調査を行った期間

令和五年七月から令和七年二月まで

三　成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

四　調査を行った地域

三原市小泉町の一部

五　認証年月日

令和八年十一月十日